

(裏)

都市景観形成のための方針（景観法第8条第3項）との整合に係る意見

① 土地利用の方向性	
② まち並み形成の方向性	緑化計画平面図の中木、高木と完成予想図の植木の配置がくいちがっています。どちらが正しいですか。(北東、北西)

都市景観形成のための基準（景観法第8条第2項第2号）との整合に係る意見

① 重点テーマ		
② 景観形成基準	つかむ	
	なじむ (なじませる)	
	工夫する	隅角部(北東)にシンボルツリーなどの植栽の工夫を行いますか？

# 景観配慮に関する意見書に対する回答書

令和6年7月30日

各位

事業主 株式会社TSO  
(代) 田中 洋行

設計 株式会社ネイチャー・デコール  
(代) 田中 洋行

次のとおり、意見書に対する回答を提出します。

行為の場所  
(地名地番)

鎌倉市 七里ガ浜二丁目1308番10

意見書番号

鎌都景第 533号 1

回答内容につきましては、鎌倉市都市景観条例第10条の2第4項の規定に基づき、景観計画に定める都市景観形成のための方針及び基準との整合に係る意見についての回答とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【ご意見】 都市景観形形成のための方針 ②まち並み形成の方向性  
緑化計画平面図の中木、高木と完成予想図の樹木の配置がくいちがっています。  
どちらが正ですか。(北東、北西)

【回答】 緑化計画平面図の通りが正となります。

【ご意見】 都市景観形形成のための基準 ②景観形成基準 工夫する  
隅角部(北東)にシンボルツリーなどの植栽の工夫を行いますか?

【回答】 緑化計画平面図の通り、隅角部(北東)にシンボルツリーなどの植栽の工夫は行いません。